

パブリックコメントの見直しについて

広聴機能（パブリックコメント）強化の意見と改善策

	課 題・意 見	改善策	備 考
実施時期	<p>○計画がほぼ決まった段階（議会の説明後）や策定直前に実施することが多く、意見が計画等に反映されにくい。</p> <p>○計画に対する意見ではなく、市の方針に対する意見が出され、計画自体への反映がされていない。</p>	<p>○構想または検討段階での参考意見募集 市民からの意見をより計画策定に反映させるため、構想や検討段階での意見募集を実施できることとする。</p> <p>この場合の意見は会議資料として公表する。</p>	【要綱改正】 第10条
資料提示	<p>○資料が膨大であるため、内容を把握することが難しい。</p> <p>○興味がわからない。（表現方法）</p>	<p>○骨子・見出し・概要版の作成</p> <p>○資料の細分化（章ごとの掲載など）</p> <p>○関心を引くような副表題の設定</p>	
周知方法	<p>○チラシや計画案等の資料はホームページに掲載しているほか、本庁・出張所等に配置しているが、施設利用者やホームページにアクセスしなければ、計画書案を見ることができない。</p> <p>○パブリックコメント自体の理解不足</p>	<p>○年度当初にパブリックコメントの実施予定をホームページに掲載</p> <p>○ツイッターの活用</p> <p>○関係団体のホームページ等広報媒体を使った周知</p> <p>○市政出前ふれあいトークや関連する説明会等で機会あるごとに参加者に周知</p> <p>○広報紙など各種広報媒体を通じたパブリックコメントの制度の周知</p>	
意見募集方法	<p>○質問形式での意見募集</p> <p>○意見を出しやすい様式</p> <p>○聞きたい項目についての意見募集</p>	<p>○様式は限定せず、意見を出しやすい様式の提示</p> <p>○関係団体へ直接意見を募集</p>	